

規制影響分析書要旨

規制の名称	社会福祉士及び介護福祉士の養成施設等の指定に係る規定の整備	
主管部局・課室	社会・援護局福祉基盤課	
関係部局・課室	-	
評価実施時期	平成19年12月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>改正法では、すべての介護福祉士の資格取得方法において一定水準以上の教育内容が担保できるような仕組みを作るため、福祉系高校を厚生労働大臣が定める教科目及び単位数を修めて卒業した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法について、単に教科目及び単位数を定めるだけでなく、例えば教員要件や教科目の内容等についても一定の水準が制度的に担保されるように、福祉系高校に新たに基準を課すとともに、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとする改正を行った。</p> <p>この改正に伴い、今回の政令案においては、福祉系高校の指定に関する基準、申請手続、変更の届出、報告、指定取消し等の所要の規定を新たに創設する。</p>	
	(根拠条文)	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第44条、附則第2条
想定される代替案	福祉系高校に基準を設定するが、それぞれの高校が基準を遵守するかは努力義務とする。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	福祉系高校の経営者は、基準を満たすために設備や教員等に費用をかける必要があるほか、指定の申請の際には、申請書の作成や主務大臣への提出等が課せられるため、これらの手続に係る費用が発生する。	現状と同様、福祉系高校の経営者は指定に関する措置を行う必要がないので、追加の費用は必要ない。
(行政費用)	国において申請書の受理や指導監督を行う必要が生じ、それらの業務を行う担当官の増員が必要となる。	現状と同様、指定に係る事務を行う必要がないので、追加の費用は必要ない。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	その他の追加的な費用は発生しないものと考えられる。

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(国民への便益)	本規制の新設によって、一定の水準の教育が制度的に担保されるようになり、介護福祉士の安定的な資質の確保が図られ、介護を受ける側の立場からすると、質の高いケアが安定的に受けられることとなる。	現状と同様、介護福祉士が受けた教育内容に格差が生じるため、介護福祉士として必要な教育を受けていない者から介護を受ける可能性が生じる。
(福祉系高校の入学者への便益)	一定の基準に基づき、理論的・体系的な教育を受けることが可能となり、知識・技能の向上が図られる。	現状と同様、福祉系高校を卒業しても、介護福祉士となるために必要な知識及び技能を十分に修得することができない可能性が生じる。
(福祉系高校の経営者への便益)	福祉系高校の経営者は、指定を受けることにより、福祉の専門的な高校としての価値が高まる。	現状と同様、基準を満たす必要はないが、逆に基準を満たしても指定を受けることができない。
分析結果	福祉系高校の経営者に指定に係る義務や費用の負担が生じ、行政の担当官の増員も必要となるが、便益の面では全ての者にとって有益な効果がみられる。 一方、遵守費用や行政費用の面では、代替案の方が規制の新設よりも有効であるが、便益の面では、代替案は規制の新設と比べて、すべての者にとって便益が下がる。 したがって、代替案をとるよりも、規制を新設することの方が政策目的を達成する上でより適切な手段であると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	今般の法改正に当たっては、平成18年1月から厚生労働省に設置された、介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会において、全8回にわたり、検討が行われた。また、その後、平成18年9月から、社会保障審議会福祉部会において、全4回にわたり、議論が行われた。 この審議会等には、福祉をはじめ様々な分野にまたがる学識経験者及び利害関係者が参加しており、多様な角度から介護福祉士制度の在り方について御義論いただいたものと考えている。 本改正内容は、この審議会等での意見を反映した報告書にしたがったものであり、各立場からの意見が十分反映されたものと考えている。	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。	
備考	—	